

四條畷市田原活性化対策本部設置要綱

(目的)

第1条 大字上田原、大字下田原、田原台一丁目から九丁目まで、緑風台及びさつきヶ丘（以下「田原地域」という。）の快適、安心、穏やかに過ごすことができる環境づくり及び他団体の先進事例を参考に独自性に富んだまちづくりの推進を検討するため、四條畷市田原活性化対策本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、田原地域における活性化施策の方針の決定及び施策の推進に関することとする。

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。また、本部長の相談機関として、相談役を置く。

- (1) 市長
 - (2) 理事（田原活性化）
 - (3) 田原支所長
 - (4) 田原地域を主たる活動地域とする団体及び事業所に所属する住民
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
 - 3 副本部長は、本部長の指名をもって充てる。
 - 4 相談役は、田原地域に属する区長及び自治会長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときには、その職務を代理する。
- 3 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- 4 本部の会議は、本部構成委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 本部の会議の議事は、出席本部構成委員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長が決するものとする。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(相談役)

第5条 相談役は、本部長が必要に応じて会議に招集することができる。

2 相談役は、本部長の要請に応じ施策方針に際し意見、助言等を行うことができる。

(検討委員会)

第6条 本部で方針を決定するため、四條畷市田原活性化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置くことができる。

2 検討委員会の委員は、別途定める。

3 検討委員会は、検討の結果を本部に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、田原支所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。